

第九回

参第一号

未復員者給与法の一部を改正する法律（案）

未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三百円」を「千円」に改める。

第八条第一項中「千七百円」を「二千二百円」に、「千五百円」を「三千円」に改める。

第八条の三第一項中「千五百円」を「三千円」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行し、第八条第一項の改正規定は、この法律施行前に未復員者が死亡した場合であつても、その遺骨の引取がこの法律施行後に行われるものに関して、適用する。

理 由

現下の経済事情にかんがみ、未復員者の俸給、遺骨引取経費及び遺骨埋葬経費の支給額をそれぞれ増額し、未復員者及びその遺族の生活の安定に資する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。